

## 加須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要

### 1 改正の理由

効率的なサービスの提供、高齢者虐待防止、医療と介護の連携の推進等を目的に、地域密着型介護予防サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されることに伴い、省令に準拠して定めている市の条例について所要の改正が必要となるため。

### 2 主な改正内容

#### (1) 介護予防認知症対応型通所介護

ア 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に加え、新たに同一敷地内にない他の事業所等の職務についても管理者が兼務することができるようにする。

イ 介護療養型医療施設が廃止されることに伴う規定の整備を行う。

ウ 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。(1年間の経過措置期間を設ける。)

エ 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

#### (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

ア 上記(1)のアからウまでと同様の基準を設ける。

イ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

ウ 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける。(1年間の経過措置期間を設ける。)

エ 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（3年間の経過措置期間を設ける。）

### （3）介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 上記（1）のア、ウ及び（2）のエと同様の基準を設ける。

イ 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

（ア）協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

a 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

（イ）1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

（ウ）利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

## 3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、次のとおり経過措置を設ける。

（1）1年（令和7年3月31日まで）の経過措置期間を設けること。

ア 重要事項の掲示に係る規定（上記2（1）ウほか）

イ 身体的拘束等の適正化に係る経過措置（上記2（2）ウ）

(2) 3年(令和9年3月31日まで)の経過措置期間を設けること。

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置(上記2(2)エほか)

#### 4 今後の予定

令和6年第1回定例会(議会)に条例改正案を提出予定